

かさ上げ事業を活用できない土地の状況について

低地部における復興事業については、土地区画整理事業、水産基盤整備事業、低地ゾーンの土地利用対策事業などにより、土地の嵩上げや排水対策を実施しております。

しかしながら、事業地区以外の嵩上げについて、国では、「個人資産形成に資する」ものへの公費投入は認めておらず、現状では、民地において、純粋に嵩上げに特化した制度や支援はありません。

1 土地利用の状況

(1) T. P. +1.8 m未満の土地(※地盤隆起考慮前) 約 745.0 ha … ①

(2) 制度を活用して嵩上げできる土地 約 190.5 ha … ②

ア 土地区画整理事業	約90.6 ha
イ 水産基盤整備事業	約29.2 ha
ウ 漁業集落防災機能強化事業	約13.3 ha
エ 津波復興拠点整備事業	約15.9 ha
オ 低地ゾーン土地利用促進事業	約31.4 ha
カ 公園・広場整備事業	約10.1 ha

(3) 嵩上げが困難又は必要がない土地 約 432.5 ha … ③

例：堤外地(砂浜、河川敷等)などの自然地形、防潮堤や道路用地などの公共事業用地、農地並びに既に住宅等が密集している土地

(4) 既存の制度では嵩上げできない民地等の面積 約 122.0 ha ①-②-③

2 現状と今後の対応等

窪地対策としては、ストックヤード事業（大沢地区、只越地区、片浜地区〈*区画整理を含む〉及び大谷地区 計約9.2 ha）において、民地の借地条件として、返地の際、道路等の周辺地盤と合わせることや、道路事業においては、隣接民地の排水を考慮した施工などの対応を図ってまいりました。

なお、同事業では既にT. P. +1.8 m以上であった窪地についても、必要に応じ対応しております。

市街地については、土地区画整理事業や低地ゾーン土地利用促進事業等により、面的な整備を進めております。

集落部についても、漁業集落防災機能強化事業や防潮堤事業に関しては、周辺部を含め、事業において一定の対応を行っております。

これらの対応により、1.(4)嵩上げできない民地等については、エリアとして広範囲に排水対策が必要となる土地はないものと捉えております。

個別の案件については、相談があった際、制度の説明を行うとともに、周辺事業等による施工の可否などを含め、対応について判断してまいります。